委員・事業者からの提案一覧【雇用・労働】

	担安夕 #		担实力率	士陸車向	規制の根拠			加州の士台州
	提案名	提案者	提案内容	支障事例	国の法令	国の運用	法制等の根拠	処理の方向性
	建設業の派遣禁止の 緩和	経済団 体	労働者派遣事業の行ってはならない業 務から建設業を除外すること。	・建設業については、現在も派遣が認められておらず、 請負によるものとなっている。	労働者派遣法4条第2 号		第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。 二 建設業務	規制改革ホットライン への提案
労働者派遣に関すること				・日雇業務における派遣社員の需要は高い。1日だけで 100人規模で労働力が必要な時にハローワークで紹介す るのは難しい。			第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。	規制改革ホットライン への提案
	登録型派遣の職種制	人材派 遣		登録型の派遣の派遣現場で26業務の区分に基づく規制は非常に混乱している。	労働者派遣法法第40 条の2第1項第1号、施 行令		第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。	規制改革ホットラインへの提案
		業コンサ	財産要件(純資産2000万円、預金1500 万円。預金は純資産に含まれる)が金 額が多すぎるのではないか.	保険制度や預託制度などの改善を求める	労働者派遣事業の適 正な運営の確保及び 派遣労働者の保護等 に関する法律第7条	(労働者派遣事業関		規制改革ホットライン への提案
労働基準に関す			一律の労働時間で規制すべきではなく、多様な働き方を支えるため、労働時間規制の適用除外に高度な能力を持った人材等を追加すること。	ホワイトカラーの業務は多様であり、必ずしもその成果を労働時間で測れるものでないため、労働時間規制の適用になじまない。	労働基準法32条、41 条		第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。 〇2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。 第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。 別表第一第六号(林業を除く。)又は第七号に掲げる事業に従事する者 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者 三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの	規制改革ホットラインへの提案
すること	労働条件明示の方法	経済団 体	労働条件の明示の方法について、書面 に限定することなく、ファックスやメール など電子媒体による明示とすること。		労働基準法15条、同施行規則5条3項		第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。 施行規則5条3項 法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。	規制改革ホットラインへの提案
最低賃金	都道府県別最低賃金の緩和	経済団 体	本化した上で、大都市特例などを設けるなど、現実に即した制度に変更すること。	・最低賃金について、隣接都道府県間での格差(例:大阪819円、兵庫761円)が拡がっている。 ・生活保護との整合性を取ることが求められているが(法律規定)、保護水準は府県ごとに人口加重平均により算出するため、人口集中度の高い大阪では保護水準が高くなる。その結果最賃水準も上がる。 ・都道府県ごとに一律に定めるということついては合理性が無い。大阪府内であっても大阪市内の企業の支払い能力と、都市から遠隔地の市町村の支払い能力は違う。	条·12条	地域最低賃金公示	第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。 第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。 第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。	規制改革ホットラインへの提案
職業紹介業他	国外にわたる職業紹 介の許可基準の緩和	人材派 遣		外国人の人材紹介のための許可において、相手国での 紹介業の許可がないと国内での許可が下りない。		職業安定法第31条 第1項の有料職業紹 介の許可にかかり、 国外にわたる職業紹 介の許可基準	ホ国外にわたる職業紹介に関する要件 (イ) 国外における取次機関を利用する場合には、当該取次機関の利用について許可を受けたもの以外を利用するものでないこと。	規制改革ホットラインへの提案